

平成29年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市下瀬谷地域ケアプラザ（社会福祉法人同塵会）

2 事業計画

1 全事業共通

地域の現状と課題について

1. 瀬谷第二地区、南瀬谷地区の両地区とも連合・地区社協の活動が活発で、更に地域サロン等、福祉保健活動を推進する団体も数多く存在しています。地域資源も豊富で住民の福祉保健に対する意識も高い地域です。そのため、ケアプラザとしては、既存のサロンを含めて情報共有・支援に努めます。
南瀬谷地区で見ると高齢化の進む公営住宅、新たな宅地開発による若い世代の転入が見込まれる地域、地域資源の少ない地域など、地域特性は様々です。
2. 瀬谷第二地区は、サロン活動が盛んな地区であり、担い手も活躍しています。防災に力を入れており、若い世代にも役割を担ってもらい、出番を作っています。
3. 南瀬谷地区は地域福祉保健計画に力を入れてしています。独自に「南瀬谷地区地域福祉保健計画推進協議会」を設け地域一丸となって取り組んでいます。引き続き支援チームとして関わって参ります。
4. 両地区ともに子どもの貧困や孤食の問題に力を入れ、「子ども食堂」を展開しています。ケアプラザとして後方支援して参ります。

(1)相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

1. 子ども・子育ての相談に関しては、子育てサロンの場をはじめとしたインフォーマルサービスの情報提供が多くを占めており、育児の相談や悩みなどに対しては、「親と子のフリー広場」などで気軽に相談ができる体制や日頃の関係づくりに努めます。
2. 障がい児・者に関する相談は、中途障がい者の支援事業である「四ツ木会」の座談会などで様々な気持ちを伝えることができるように、環境作りに努めます。
3. 区役所や関係機関と連携し、多様な場面で相談に対応できるように努めます。
4. 上記以外にも高齢・子ども・障がい児・者をはじめとした福祉保健に関する相談に関しては、地域サロンや催しなどの地域活動に地域活動交流（以下、地域交流という）・地域包括支援センター（以下、包括という）職員、生活支援コーディネーターが積極的に参加して、相談しやすい環境を整えます。

(2) 各事業の連携

1. 地域会合や地区支援チームの会議などの記録をそれぞれ地区毎に整理して、包括と地域交流、生活支援コーディネーターで共有します。
2. 包括と地域交流、生活支援コーディネーターが毎月5職種会議を開催し、それぞれ把握した地域ニーズや課題については情報共有し、支援体制づくりや啓発事業につなげるなど、連携して課題解決に向けて取り組みます。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

1. 雇用促進による地域の活性化に寄与できるよう、職員採用については、地域採用を心がけていきます。
2. 当法人で運営している地域ケアプラザと連携を図りながら、定期的に勉強会を開催し、経験に応じた研修を計画・実施し専門職としてのスキルアップを図ります。内外研修に積極的に参加し、部署毎の会議の機会を利用し、伝達研修等行い、共有し合います。
3. 職員に対して、日頃の業務に対する課題や業務全般の意欲を確認するなど、継続したフォローアップに努めます。
4. 他部署の業務把握が行える職員会議を毎月開催し、連携したサービス提供を実施します。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

1. 地域ケアプラザを利用されている団体の方を中心に、地域の福祉保健団体の情報交換を行い、必要に応じてネットワーク化を図ります。また、それぞれの活動が発展的になるように活動に参加し情報収集及び情報提供をします。
2. 月1回のケア会議において、包括・地域交流、生活支援コーディネーター、エリア担当の区役所ケースワーカー・保健師、区社協と情報交換・共有を図ります。
3. 包括・地域交流、生活支援コーディネーターが連携して地域福祉保健計画・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会の会議に出席し、地域関係者との定期的な情報交換に努めます。

(5) 区行政との協働

1. 地区別計画においては、各地区の計画の進捗状況を踏まえて地域ケアプラザの視点から支援の方法を提案していきます。また、地域交流と包括が協力して地域会議やチーム会議に出席し、情報の提供やチームメンバーとの情報共有に努めます。
2. 第3期地域福祉保健計画の推進に向けて、地域の方が安心して暮らせるまちづくりや健康を意識して生活できるよう、事務局として関わり、支援します。
3. 災害時特別避難場所としての機能を踏まえて、定期的に応急備蓄の確認や区との情報共有をします。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

1. 地域ケアプラザを会場に、高齢・子ども・障がい児・者と多様な分野における事業を実施するほか、地域住民や関係機関と連携した事業を実施します。
2. 高齢者の交流の場として、「うたごえ広場」や「男の料理教室」を開催し、介護予防や認知症予防の取り組みを行います。
3. 地域の方に横浜ひなたやま支援学校の生徒の活躍を周知できるよう、ケアプラザ内にて定期的にパンの販売を実施します。
4. 地域住民や関係機関と連携を図り、子育て支援の事業として、「親と子のフリー広場」「ちびっこ集まれプラレール」を実施します。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

1. アンケートやご意見箱等を活かし、部屋の備品の整備及び対応等、貸館利用団体が気軽に気持ち良く利用できる環境を整えます。また、広報紙等を利用し、貸し館機能の周知を行い、新規団体の登録につながるよう働きかけます。
2. 施設内に活動団体メンバー募集やボランティア募集パネルの掲示や広報紙を通して、活動団体の発展に協力します。また、自主事業の場で活動紹介を行い募集に繋げる働きかけも行います。
3. 地域で活動されている団体には、デイサービスやケアプラザ祭り等に参加協力を依頼して参ります。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

1. ボランティアを行いたい方へ、活動団体メンバー募集やボランティア募集パネルの掲示等いろいろな情報提供を行い、受け入れ先とのコーディネートを行って参ります。
2. ケアプラザで活動されているボランティアとの意見交換や情報交換を行い、新たな活動の幅を広げ、ボランティア間の交流に努めます。
3. 若い世代のボランティア育成を目指し、福祉教育や職業体験等、近隣の小中学校との連携を図っていきます。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

1. 地域福祉保健計画推進協議会や地区社会福祉協議会、地域サロン等の地域会合や活動に参加して、新たな情報を収集し、課題把握をします。また、地域で得た情報を他の機関・団体に伝え地域全体で情報共有できるようにします。
2. 関係機関から得た情報を職員間で共有します。
3. 貸館団体や来館者に対して福祉保健活動に資する情報提供を行います。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

1. 昨年開催した「カフェ・アロハ」を今年度は隔月1回定期的に開催します。また、地域からの要望があれば出張形式でも開催します。
2. 生活支援体制整備事業単独ではなく、包括や地域交流との共催事業を進め、ケアプラザ全体として事業の推進に取り組みます。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

1. 地域サロンや地域の会議に出席し地域ニーズの把握に努めます。
2. 包括・地域交流と連携し、情報共有に努めます。
3. 第1号事業・一般介護予防事業、インフォーマルサービスの実態把握をしたうえで、個別ニーズに対してコーディネートをして参ります。

(3) 連携・協議の場

1. 地域の会議に参加し、地域住民と協力・連携し合える関係づくりに努めます。その上で、共通ニーズを把握し協議体開催に繋げて参ります。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

1. 区役所、1層コーディネーター、2層コーディネーターと協力し、地域ニーズの把握とより良い地域支援に繋がるように支援して参ります。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

① 地域におけるネットワークの構築

1. 毎月1回ケア会議で、地域活動交流・区役所の地区担当保健師・ケースワーカー、区社協と地域の課題について話し合い、連携して対応して参ります。
2. 担当地域の各地区で毎月開催されている民生委員児童委員協議会（以下、民児協という）の定例会に参加し、地域の高齢者の支援が円滑に行われるために必要な情報交換、サービスの検討等をして参ります。
3. 各地区の地区支援チーム会議に地域交流と出席し、チーム内にて必要な情報共有を図ります。

②実態把握

1. 区内全域と担当エリアの人口・世帯、年齢構成・家族構成、特徴について把握します。
2. 相談や関係機関からの情報収集により、高齢者の個別ニーズや圏域のニーズなどを把握します。
3. 地域サロン等へ出向き高齢者が抱える悩み等の把握に努め、更には相談しやすい関係性を築きます。

③総合相談支援

1. 高齢者に関する様々な相談を受け止め、相談内容を的確に把握します。
2. 相談内容に応じて関係機関と連携を図り、協力して必要な情報提供をし、安心した生活に繋がるよう支援します。
3. ケアマネジャー等に繋がらないケースの場合、必要に応じて民生委員と協力し、継続的にフォローします。

(2) 権利擁護業務

①成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

1. 権利擁護事業として、成年後見制度に関する講座やエンディングノート書き方講座を開催します。
2. 成年後見制度や消費者被害に関する相談があった際は、適切なアドバイスをして、必要な関係機関へ連絡・調整を行います。

②高齢者虐待への対応

1. 年3回どなたでも参加できる「介護者のつどい」オープン講座を開催し、介護に必要なコツやアドバイスを学べる機会とします。
2. 虐待ケースの早期発見に努め、関係機関と情報を共有し緊急性などを見極めながら迅速な対応を図ります。

③認知症

1. エリア内の認知症キャラバンメイトと連携を図り、定例会を実施し、認知症サポーター養成講座開催支援や認知症の方と家族が安心して暮らせるネットワーク作りを行います。
2. 認知症に関する相談があった際、医療機関の案内や対応の仕方など、適切な支援を行います。
3. 5月と6月に認知症の方を見守っている各連合向けに「みんなで学ぶ認知症」を開催し、認知症の理解と見守り強化の機会とします。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

1. 地域のサロンや老人会等の要望に応じて「介護保険」「介護予防」「権利擁護」等出前講座を行います。すぐに施設入所しなくても在宅介護サービスを活用してぎりぎりまで在宅生活が継続できることを知ってもらい、介護予防の意識を高めて生活をする習慣をつけられるように啓発して参ります。
2. 民児協の定例会に出席し、地域住民に有益な情報を提供します。地域課題を共有して情報や意見交換をして、より連携の取りやすい関係づくりを図ります。
3. 各月開催されるキャラバンメイトの定例会に参加し認知症サポーター養成講座を円滑に開催できるように支援し、地域の認知症の正しい理解の浸透を図ります。

②医療・介護の連携推進支援

1. 毎月「施設協力医とケアマネジャーの交流会」を開催し医療と介護の情報や意見交換を通して理解を深め、より円滑な連携が取れるようにします。
2. 新任ケアマネジャーを対象に「利用者の主治医への連絡票」「瀬谷区医療情報」（医師との連絡方法のタイミング等記載）をケアマネが有効に活用できるように研修を開催します。
3. 瀬谷区認知症医療連携に参加し認知症の高齢者が速やかに適切な治療やサービス利用ができるように検討を重ねて参ります。
4. 在宅サポートネットワークに参加し近隣の医療機関や医師会、その他介護従事者間で情報共有や意見交換を通じて円滑な地域の包括ケアを図ります。
5. 在宅医療連携相談室・瀬谷区ケアマネットと共催で医師会と介護従事者と意見交換のできる交流会を開催します。
6. 地域内の医療機関を数か所訪問し、医師から通院患者の状況や課題と感じていることなどの意見を伺い、今後の活動に活かして参ります。

③ケアマネジャー支援

1. 毎月「施設協力医とケアマネジャーの交流会」を開催し事例検討や医師からの医療知識のレクチャー等を通してケアマネのスキルアップを図ります。
2. 区内の他の包括、ケアマネットと協力しケアマネ向けの研修を企画・開催します。
3. 毎月区内の包括主任ケアマネジャーが協力し、ケアマネにとって有益な研修や区役所・地域包括で開催する企画をカレンダーにして配布します。
4. 区内包括職員と協力し、介護予防サービスや介護予防ケアマネジメントがより適切に行われるように介護予防従事者研修を開催します。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

1. エリア内の地域密着型サービスの運営推進会議等に参加し地域住民も交えて地域におけるサービスの妥当性や資質向上を図れるように、現状の把握や検討を行います。
2. 地域ケア会議を開催し多職種からの意見を取り入れ地域住民が望む地域のビジョンを実現していく為にどのような協力体制が必要か、話し合いを重ねて参ります。

(5) 介護予防ケアマネジメント(指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業)

介護予防ケアマネジメント(指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業)

1. 要支援者に介護予防の必要性を理解してもらい、介護予防の継続的な取り組みをしてもらえるよう意欲の維持・向上を支援していきます。
2. 委託先のケアマネジャー(以下、ケアマネという)に介護予防給付だけでなく、地域資源(介護予防教室・インフォーマルサービス等)を情報提供することで、ケアマネジメントの充実を図るための連携・支援をしていきます。
3. 支援が難しいケースに関しては、包括・エリア担当の保健師・ケースワーカー・区社協と情報交換しながら支援強化に努めます。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

1. 引き続き各地域で介護予防教室を実施し、普及啓発を行います。また、各教室を連続講座にする事で、継続的なフォロー・見守り・評価を行い、内容の充実を図ります。
2. 既存の元気づくりステーションが、継続的に自主活動が行えるよう支援していきます。また、地域との交流を図る事で、地域に根ざしたグループ活動になるよう支援します。
3. 地域介護予防活動支援について、地域で介護予防の拠点となっている地域サロンに対して、内容が介護予防的要素(体操・脳トレ等)を取り入れられるよう継続支援を行います。
4. 介護予防的要素を地域で普及啓発していくための担い手不足・高齢化が課題となっています。新規の人材育成事業を他のケアプラザ・区社協と共催し、担い手を発掘して参ります。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

施設を利用するすべての方が安全・快適に利用できるように、指定管理施設であることを自覚し、「地域ケアプラザの管理運営に関する基本協定書」に定める基準に基づき、保守管理や環境維持業務を定期的に行い、施設及び設備の適正な維持管理を行います。保守や維持管理については、専門業者による定期点検や職員による日常点検を行います。

1. 委託業務による設備・建物当の定期点検・維持管理
 - (1) 定期清掃、定期設備点検（レジオネラ症防止対策・害虫駆除）
 - (2) 電気設備保守点検
 - (3) ガス設備定期点検
 - (4) 消防設備点検
 - (5) セキュリティ会社による夜間設備保守
2. 職員による日常点検
 - (1) 「閉館前点検チェック表」による防犯・防災の設備点検
 - (2) 修繕箇所などが発生した際は速やかに区と協議し、必要な対策を講じます。
 - (3) 館内清掃チェック表を用いて定期点検・清掃に取り組みます。

イ 効率的な運営への取組について

1. ケアプラザは地域の福祉保健に関する拠点であり、効果的にその役割が果たせるように、5つの部署（地域交流、包括、生活支援体制整備事業、居宅介護支援事業所、通所介護事業所）が連携を密にして情報を共有して事業等を実施します。また、毎月部署ごとでの会議を開催するとともに職員会議を開催し、ケアプラザ内全体での情報伝達の徹底や課題の共有と連携を図ります。
2. 自治会町内会、地域団体と連携して効果的な事業の展開を図り、ケアプラザ内の事業展開だけではなく、近隣の場所等をお借りしての事業開催を行います。

ウ 苦情受付体制について

1. 当地域ケアプラザの運営法人である社会福祉法人同塵会が定める「苦情対応規程」に基づき、利用者の権利を擁護し、迅速に改善を図ることを念頭に取り組みます。
2. 事業所の受付に「苦情相談窓口」案内を掲示して施設利用者に周知します。
3. 苦情相談は受付者を各事業の職員から選出し、迅速な対応ができるようにしています。介護保険の契約時に提示する重要事項説明書、個人情報使用同意書の説明時に苦情相談の受付体制を説明し、施設利用者に対しては、利用者アンケートにご意見、苦情などが書き込める項目を設けて、利用者の声が届えられるように引き続き務め、実施します。
また、利用者・来館者に気軽に意見等を述べてもらえるよう、「ご意見箱」を継続して設置します。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

1. 災害や事故発生時には「事故・防災対応マニュアル」に基づき、迅速な対応ができるように日頃からの訓練を心がけます。
2. 防災訓練は瀬谷消防署の協力を得て、消防計画に基づいて2回、総合的に実施します。また、職員を対象にAED訓練や非常用ガス発電機の操作方法、応急備蓄の確認を行うなど緊急時に対応できるよう意識付けます。
3. 防犯については、日常的に職員が「閉館時点検チェック表」に基づき見廻り、パソコンや個人情報書類が入っている書庫への施錠を行い、職員退出後はセキュリティ会社による保守管理を行います。また、非常口付近に人感センサーライトを設置し引き続き防犯強化に努めます。

オ 事故防止への取組について

1. 事故を未然に防ぐために、「ヒヤリ・ハット」事例の集計結果を基にした話し合いを継続し実施します。「安全管理マニュアル」を職員が目につく場所に常備し、再確認します。
2. 感染症対策については、研修（インフルエンザ・ノロウイルス対策）を企画・実施し、発症・感染防止、蔓延防止に努めます。
3. 個人情報漏えいの事故防止については、日常的な点検、ダブルチェックの徹底を図り、意識の向上に引き続き努めます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

1. 指定管理施設として「横浜市個人情報保護に関する条例」及び社会福祉法人同塵会の「個人情報保護規程」に基づき、プライバシーの尊重を遵守した個人情報保護に努めます。施設入口には施設利用者向けに「個人情報に関する基本方針（プライバシーポリシー）」を掲示し、職員については「個人情報の保護に関する誓約書」の提出を義務づけます。
2. 郵便物、FAX、メールなど外部との通信にはダブルチェックをし、情報の処理適正化に継続して努めます。

キ 情報公開への取組について

1. 広報誌「下瀬谷地域ケアプラザだより」を四半期ごとに発行し、自治会町内会の回覧版・掲示板を依頼して事業活動の周知を図ります。また、広報誌による情報の発信が効果的にできるよう、紙面の工夫をしていきます。
2. 介護情報の情報公表は適時行い、第三者評価、ケアプラザ事業報告及び計画などを窓口へ備え、引き続きいつでも閲覧できるようにします。
3. 利用者にわかりやすい説明を心がけて、活動紹介パネルなども活用します。
4. 個人情報の開示請求に関しては、「指定管理者の情報の公開に関する標準規定」及び「横浜市下瀬谷地域ケアプラザ保有個人データの開示等の請求に関する規定」に準じて適切に対応します。

ク 人権啓発への取組について

1. 「子ども、障がい児・者、高齢者」の人権擁護に関する研修（内外部）に参加し、人権侵害等未然に防げるよう努めて参ります。
2. 人権擁護に関するパンフレット・リーフレット等の館内の配架やポスターの掲示をし、啓発活動に取り組みます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

1. 横浜市で提唱する「3R 夢プラン」に準じて、ゴミの減量・発生抑制、再使用・再利用に継続して取り組みます。また、災害時用に雨水タンクの活用や夏季にはゴーヤカーテンの実施も予定しています。
2. 引き続き、不要不急の電力消費を見直し、節電に努めます。冷暖房の適正温度実行の励行に努め、裏紙の活用等も実施します。
3. 月に1回施設周辺の美化清掃を実施し、地域の環境整備に取り組みます。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

保健師（看護師） 1名
社会福祉士 1名
主任ケアマネジャー 1名

介護予防事業

予防プラン作成者 地域包括支援センター3職種：3名
介護予防支援プランナー：2名

《目標》

包括3職種と介護予防支援事業のプランナーが協力して、エリア内の要支援認定者の介護予防ケアマネジメントを実施します。

《実費負担》

- 通常のサービス地域を超える場合の訪問や出張にかかる交通費等の支払い。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

要支援認定者及び事業対象者からのご相談があった際には状況把握に努め、事業所内で情報を共有し、担当者を決めて責任を持って対応します。また、担当者不在時にも必要なサービス調整などがあれば早急に対応します。

介護保険サービスの利用を目標とするのではなく、要支援者の自立支援を目指した視点でケアマネジメントを行い、アセスメント・ケアプラン作成をします。また、関係機関との連携及び適正なサービスが利用できるよう情報収集に努めます。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
230	230	230	230	230	230
10月	11月	12月	1月	2月	3月
230	230	230	230	230	230

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

介護支援専門員		
常勤兼務	2名	(所長・管理者)
常勤	3名	
非常勤	1名	
合計	6名	

《目標》

- ・ご利用者の意思を尊重し、住み慣れた地域で安心して自立した日常生活が過ごせるように支援します。
- ・介護保険サービスのみには偏ることなく、地域のインフォーマルサービスも取り入れてケアプランを作成します。
- ・毎週会議でご利用者の情報を共有し、担当者が不在でも対応できるようにします。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 通常のサービス地域を超える場合の訪問や出張にかかる交通費等の支払い。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ケアプラザ内に設置されている地域包括支援センターと密に連携できる体制を確保し、支援困難ケースにも対応しています。
- ・主任介護支援専門員の配置や24時間の連絡体制を確保しています。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
160	160	160	160	160	160
10月	11月	12月	1月	2月	3月
160	160	160	160	160	160

● 通所介護・認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

サービス計画の作成、相談・援助等、機能訓練（日常動作訓練）
 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）、健康状態の確認、送迎
 食事、入浴

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分

	（通所介護）	（認知症対応型通所介護）
（要介護1）	614円	1072円
（要介護2）	725円	1188円
（要介護3）	837円	1305円
（要介護4）	948円	1422円
（要介護5）	1060円	1539円
（入浴）	54円	54円
（サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ）	13円	7円

- 食費負担 680円

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ（通所介護）
 （介護報酬総単位数×5.9%）×10.72（円）

- 介護職員処遇改善加算Ⅱ（認知症対応型通所介護）
 （介護報酬総単位数×10.4%）×10.88（円）

- 利用料金口座振替手数料 108円

《事業実施日数》 53週 359日

《提供時間》 10：00～15：30（通所介護）

9：15～16：15（認知症対応型通所介護）

《通所介護職員体制》

管理者 1名（常勤）
 相談員 3名（常勤兼務2名、非常勤兼務1名）
 看護職員 7名（非常勤兼務）
 機能訓練指導員 7名（非常勤兼務）
 介護職員 16名（常勤兼務2名、非常勤兼務14名）
 調理員 6名（非常勤）
 運転手 6名
 清掃員 1名

《認知症対応型通所介護職員体制》

管理者 1名（常勤）
 相談員 3名（常勤兼務2名、非常勤兼務1名）
 看護職員 7名（非常勤兼務）
 機能訓練指導員 7名（非常勤兼務）
 介護職員 6名（常勤兼務2名、非常勤兼務4名）
 調理員 6名（非常勤）
 運転手 6名
 清掃員 1名

《目標》

ご利用様が、居宅において自立した日常生活が営むことができるように支援します。
ご家族の精神的・身体的負担が軽減できるように支援します。
日常生活における孤立感の解消ができるよう支援します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

運動・音楽・作業レクリエーションを取り入れ、ご利用様に合わせた機能訓練を提供します。季節感を感じていただけるプログラムを提供します。

《利用者目標（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
920	925	930	935	940	945
10月	11月	12月	1月	2月	3月
950	955	955	955	950	960

● 介護予防通所介護・第1号通所事業・介護予防認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- サービス計画の作成、相談・援助等、機能訓練（日常動作訓練）
- 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）、健康状態の確認、送迎
- 食事、入浴

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 （通所型独自サービスⅠ）1766円（サービス提供体制加算（Ⅰ）ロ）52円
 （通所型独自サービス／22）1766円（サービス提供体制加算（Ⅰ）ロ）52円
 （通所型独自サービス2）3621円（サービス提供体制加算（Ⅰ）ロ）103円
- 食費負担 680円
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ
 （介護報酬総単位数×5.9%）×10.72（円）
- 利用料金口座振替手数料 108円

《事業実施日数》 53週 359日

《提供時間》 10：00～15：30

《職員体制》

- 管理者 1名（常勤）
- 相談員 3名（常勤兼務2名、非常勤兼務1名）
- 看護職員 7名（非常勤兼務）
- 機能訓練指導員 7名（非常勤兼務）
- 調理員 6名（非常勤）
- 運転手 6名
- 清掃員 1名

《目標》

ご利用者様が、居宅において自立した日常生活が営むことができるように支援します。
 ご家族の精神的・身体的負担が軽減できるように支援します。
 日常生活における孤立感の解消ができるよう支援します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

運動・音楽・作業レクリエーションを取り入れ、ご利用者様に合わせた機能訓練を提供します。季節感を感じていただけるプログラムを提供します。

アクティビティプログラムでは、3種類の介護予防体操を提供しています。

《利用者目標（契約者数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
24	24	26	26	28	28
10月	11月	12月	1月	2月	3月
28	30	30	30	32	32

平成29年度 「下瀬谷地域ケアプラザ」 収支予算書及び報告書（一般会計）

収入の部 (税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	19,322,000	0	19,322,000		19,322,000	横浜市より(施設使用料相当額3,990,000計上しています)
利用料金収入	0		0		0	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	151,000		151,000		151,000	
自主事業収入	0	0	0	0	0	
雑入	20,000	0	20,000	0	20,000	
印刷代	20,000		20,000		20,000	
自動販売機手数料	0	0	0	0	0	
駐車場利用料金収入	0	0	0	0	0	
その他（施設使用料相当額）	3,990,000		3,990,000		3,990,000	第3期の指定管理施設のみ
その他（法人負担分）	3,990,000	0	3,990,000	0	3,990,000	第3期の指定管理施設のみ
収入合計	19,493,000	0	19,493,000	0	19,493,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	10,760,000	0	10,760,000	0	10,760,000	
本俸	6,894,000		6,894,000	0	6,894,000	
社会保険料	520,000		520,000	0	520,000	
手当計	2,500,000		2,500,000	0	2,500,000	
健康診断費	20,000		20,000	0	20,000	
勤労者福祉共済掛金	0		0	0	0	
退職給付引当金繰入額	261,000		261,000	0	261,000	
その他	565,000		565,000	0	565,000	
事務費	1,385,200	0	1,385,200	0	1,385,200	
旅費	35,000		35,000	0	35,000	
消耗品費	300,000		300,000	0	300,000	
会議ठीい費	0		0	0	0	
印刷製本費	10,000		10,000	0	10,000	
通信費	465,000		465,000	0	465,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
備品購入費	50,000		50,000	0	50,000	
図書購入費	0		0	0	0	
施設賠償責任保険	50,000		50,000	0	50,000	
職員等研修費	10,000		10,000	0	10,000	
振込手数料	1,000		1,000	0	1,000	
リース料	233,000		233,000	0	233,000	
手数料	22,000		22,000	0	22,000	
地域協力費	50,000		50,000	0	50,000	
その他	159,200		159,200	0	159,200	
事業費	392,000	0	392,000	0	392,000	
運営協議会経費	42,000		42,000	0	42,000	指定額
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	350,000		350,000	0	350,000	
自主事業費	0	0	0	0	0	
管理費	6,095,000	0	6,095,000	0	6,095,000	
建築物・建築設備点検	0		0	0	0	指定額
光熱水費	3,574,000	0	3,574,000	0	3,574,000	
電気料金	3,574,000		3,574,000		3,574,000	
ガス料金			0		0	
水道料金			0		0	
清掃費	227,000		227,000	0	227,000	
修繕費	474,000	0	474,000	0	474,000	
機械警備費	266,000		266,000	0	266,000	
設備保全費	1,203,000	0	1,203,000	0	1,203,000	
空調衛生設備保守	579,000		579,000	0	579,000	
消防設備保守	39,000		39,000	0	39,000	
電気設備保守	26,000		26,000	0	26,000	
害虫駆除清掃保守	86,000		86,000	0	86,000	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	473,000		473,000	0	473,000	
共益費	0		0	0	0	
その他	351,000		351,000	0	351,000	
公租公課	860,800	0	860,800	0	860,800	
事業所税			0		0	
消費税	860,800		860,800	0	860,800	
印紙税			0		0	
その他（ ）	0		0		0	
事務経費（計算根拠を説明欄に記載）	0	0	0	0	0	
本部分	0	0	0	0	0	
当該施設分	0	0	0	0	0	
二一ズ対応費			0		0	
支出合計	19,493,000	0	19,493,000	0	19,493,000	
差引	0	0	0	0	0	

平成29年度 「下瀬谷地域ケアプラザ」 収支予算書及び報告書 (特別会計)

収入の部 (税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料 (包括)	29,056,000		29,056,000		29,056,000	横浜市より
指定管理料 (介護予防)	151,000		151,000		151,000	横浜市より
指定管理料 (生活支援)	5,789,000		5,789,000		5,789,000	横浜市より
利用料金収入			0		0	
自主事業 (指定管理料充当の自主事業) 収入	5,000		5,000		5,000	
自主事業収入	0	0	0	0	0	
雑入	0	0	0	0	0	
印刷代			0		0	
自動販売機手数料	0	0	0	0	0	
駐車場利用料金収入	0	0	0	0	0	
その他 ()			0		0	
その他 ()			0		0	
収入合計	35,001,000	0	35,001,000	0	35,001,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	30,470,000	0	30,470,000	0	30,470,000	
本俸	14,616,000		14,616,000		14,616,000	
社会保険料	3,130,000		3,130,000		3,130,000	
手当計	8,000,000		8,000,000		8,000,000	
健康診断費	50,000		50,000		50,000	
勤労者福祉共済掛金	0		0		0	
退職給付引当金繰入額	762,000		762,000		762,000	
その他	3,912,000		3,912,000		3,912,000	
事務費	1,410,000	0	1,410,000	0	1,410,000	
旅費	50,000		50,000		50,000	
消耗品費	400,000		400,000		400,000	
会議ठी費	0		0		0	
印刷製本費	0		0		0	
通信費	365,000		365,000		365,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分			0		0	
その他			0		0	
備品購入費	1,000		1,000		1,000	
図書購入費	0		0		0	
施設賠償責任保険	40,000		40,000		40,000	
職員等研修費	60,000		60,000		60,000	
振込手数料	5,000		5,000		5,000	
リース料	74,000		74,000		74,000	
手数料	10,000		10,000		10,000	
地域協力費	20,000		20,000		20,000	
その他	385,000		385,000		385,000	
事業費	1,240,000	0	1,240,000	0	1,240,000	
協力医	630,000		630,000	0	630,000	指定額
介護予防事業	151,000		151,000	0	151,000	
生活支援体制整備事業費	309,000		309,000	0	309,000	
自主事業 (指定管理料充当の自主事業) 費	150,000		150,000	0	150,000	
自主事業費	0	0	0	0	0	
管理費	1,881,000	0	1,881,000	0	1,881,000	
建築物・建築設備点検	0		0	0	0	指定額
光熱水費	1,215,000	0	1,215,000	0	1,215,000	
電気料金	1,215,000		1,215,000		1,215,000	
ガス料金			0		0	
水道料金			0		0	
清掃費	60,000		60,000	0	60,000	
修繕費	126,000		126,000	0	126,000	
機械整備費	70,000		70,000	0	70,000	
設備保全費	317,000	0	317,000	0	317,000	
空調衛生設備保守	153,000		153,000	0	153,000	
消防設備保守	10,000		10,000	0	10,000	
電気設備保守	7,000		7,000	0	7,000	
害虫駆除清掃保守	22,000		22,000	0	22,000	
駐車場設備保全費	0		0	0	0	
その他保全費	125,000		125,000	0	125,000	
共益費	0		0	0	0	
その他	93,000		93,000	0	93,000	
公租公課	0	0	0	0	0	
事業所税			0		0	
消費税			0		0	
印紙税			0		0	
その他 ()			0		0	
事務経費 (計算根拠を説明欄に記載)	0	0	0	0	0	
本部分	0	0	0	0	0	
当該施設分	0	0	0	0	0	
二一ズ対応費			0		0	
支出合計	35,001,000	0	35,001,000	0	35,001,000	
差引	0	0	0	0	0	